

地方財政法改正案の概要

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費について、地方財政法第5条に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるよう、特例規定を設ける。

1. 背景

現行の地方財政法では、公共施設等の解体やアスベスト建材の撤去のみの事業や飛散防止のみのための応急事業は、地方財政法第5条第5号の「建設事業費」に該当しないものと解されており、地方債をもって財源とすることはできないこととされている。

これらの工事は、人の健康又は生活環境に係る被害の防止のため緊急に対応することが必要であるが、地方債で財源措置が行えない場合、財源が確保されないことから実施が困難となる地方公共団体が発生することが想定される。

2. 概要

地方公共団体が公共施設等の解体やアスベスト建材の除去を行う場合、地方財政法第5条第5号の「建設事業費」に該当しない場合であっても地方債をもって財源とすることができることとする。